

東予ものづくり三市連携推進協議会公告第 1 号

新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務
公募型プロポーザルの実施について

新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務に係る受託者の募集及び
選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

東予ものづくり三市連携推進協議会長 赤尾 禎司



1 業務の概要

(1) 業務名

新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務

(2) 業務の目的

愛媛県内におけるものづくり産業の拠点とも言える、新居浜市・西条市・四国中央市の東予三市の連携により、幅広い PR とともに、将来にわたり企業経営を担っていく若者等人材を確保し、ものづくり産業及び地域経済の益々の発展に寄与する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 提案上限額

7,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に本店、支店又は営業所その他事業所を有する者であること。
- (2) 新居浜市、西条市、四国中央市及び愛媛県のいずれかに入札参加資格を有するものであること。
- (3) 新居浜市、西条市、四国中央市及び愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）-第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 直近5年間で、国又は地方公共団体において合同企業説明会開催事業運営業務又はこれに類する事業運営業務を元請として受注し、完了した実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

東予ものづくり三市連携推進協議会

(産業担当 四国中央市 紙国再興課 内)

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6186

F A X 番 号 0896-28-6242

電子メールアドレス ssk@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年6月1日(月)までの期間において、3市ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和8年6月1日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで以上に記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年6月17日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで以上に記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。